

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋に代わる代替家屋を取得した方へ
《被災代替家屋に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置》

1 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者が、当該被災家屋に代わる家屋を令和11年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。ただし、令和8年4月1日から令和11年3月31日までに取得や新築した場合、被害を受けた家屋の所在地は福島県内に限ります。

2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月1日から令和11年3月31日までの間に取得し、又は改築した家屋で、当該被災家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 被災代替家屋は、原則として被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。
- (3) 被災家屋は、り災証明における程度が半壊以上の家屋とします。
り災程度が不明の場合は、写真等の証拠や現地調査などで判断します。

3 特例対象者

- (1) 平成23年1月1日における被災家屋の所有者
(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋（取得又は改築した家屋）に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

4 減額の計算方法

【被災代替家屋】	
固定資産税額（※）	被災家屋
×	―――
都市計画税額	被災代替家屋

} 当該数値が1を超える場合は1

×

最初の4年度分2分の1、その後2年度分3分の1



該当年度の固定資産税額又は都市計画税額

（※）法附則第15条の6から第15条の9までの適用後の額

5 書類の提出

- (1) 東日本大震災に伴い代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書
- (2) 被災家屋が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類
→ 被災証明書（本市で証明した者は不要）、解体処分に関する契約書など
- (3) 被災家屋が存したことを証する書類
→ 平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書（本市に資産を有する者は不要）
- (4) 被災家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類
→ 建築確認申請書等
- (5) 相続人等に該当する旨を証する書類（3(2)(3)関係）
→ 戸籍謄本
- (6) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（3(4)関係）
→ 法人の登記事項証明書

6 問合せ先

日立市 資産税課 家屋係

0294-22-3111 内線233